

平成 25 年度第 4 四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第 1 種作業施設設置等助成金、第 2 種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち住宅の新築等助成金、通勤用バス購入助成金及び通勤用自動車購入助成金に係る認定申請について平成 25 年 12 月 2 日から平成 25 年 12 月 13 日までの間に公募し、受理された 80 件について審査を行い外部審査員で構成される助成審査委員会で審議した結果、おおむね妥当とされたため、以下のとおり 55 件を認定いたしました。

また、今回は評価点が 1 点以上のものまで全て認定しても、第 4 四半期に設定された予算額の範囲内（総額約 1 億 4 千万円）となったため全て認定されました。（申請状況によっては評価点が 1 点以上であっても不認定となる場合があります。）

1 結果

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ① 第 1 種作業施設設置等助成金 | 66 件のうち認定 49 件 |
| ② 第 2 種作業施設設置等助成金 | 6 件のうち認定 0 件 |
| ③ 障害者福祉施設設置等助成金 | 4 件のうち認定 4 件 |
| ④ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金） | 2 件のうち認定 0 件 |
| ⑤ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金） | 1 件のうち認定 1 件 |
| ⑥ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 | 1 件のうち認定 1 件 |

※重度障害者等通勤対策助成金(住宅の新築等助成金)については、申請はありませんでした。

2 概要

<認定例>

【第 1 種作業施設設置等助成金】

○拡大読書器の購入（作業設備）[視覚障害者、事務職]

書類作成やデータ・資料取りまとめ業務において拡大読書器がないと業務が遂行できないなど。対象障害者の障害特性に配慮された障害者専用の機器であり、市販品だが障害者のために開発された就労支援機器・ソフトウェアであるため認定した。

※就労支援機器・ソフトウェアである、点字ディスプレイ、画面音声ソフト・画面拡大ソフトも可とした。

○身障者用トイレ新設（附帯施設）[身体障害者（車いす）]

執務室の近く（同じ階）に車いすで使用できる身障者用トイレが無いため新設するなど対象障害者への配慮が高いものとして認定した。

従業員用トイレの他に対象障害者が専用使用するトイレを設置したものの評価点が高く、以下他の従業員も使用するもの、従業員の他、来訪者等の不特定多数が使用するものの順に評価している。

※ドアの改修、出入り口の拡張についても同様に、対象障害者の障害状況に応じた使用状況等により評価した。

○スロープ設置（附帯施設）[身体障害者（車いす）]

車いすを使用し、段差があり作業施設に入ることができないため対象障害者が専用使用するスロープを出入り口に設置するものとして認定した。

○手すり設置（附帯施設）〔身体障害者（下肢）〕

不特定多数が使用するため評価点は低くなったが、対象障害者の障害特性に配慮し、導線上必要最低限の範囲において階段、通路等に設置するものとして認定した。

○点字ブロック敷設（附帯施設）〔身体障害者（視覚）〕

対象障害者の動線が短くなるよう就労場所を移転するなどの配慮に伴い、また対象障害者と実地検証の結果、通勤ルート内に点字ブロックを設置。対象障害者の障害特性に対する配慮のため、対象障害者のために設置されたものと認められ認定とした。

○カーポート設置（附帯施設）〔身体障害者（下肢：車いす）〕

対象障害者が自家用車にて通勤するため、従業員出入口付近に専用の駐車場を整備することと併せて、降雨時等において降乗車がスムーズに行えるようカーポートを設置。対象障害者の障害特性に対する配慮のため、対象障害者のために設置されたものと認められ認定とした。

〔障害者福祉施設設置等助成金〕

○休憩室設置（施設）〔精神障害者（てんかん）〕

執務室内に休憩室を整備。対象障害者の障害特性に対する配慮のため、対象障害者のために設置されたものと認められ認定とした。

○社員食堂へのスロープ、入口ドア改修（附帯施設）〔身体障害者（両下肢等）〕

対象障害者が当該福利施設への移動において、障害特性に応じた配慮と認められるため認定とした。

〔重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金）〕

○通勤用自動車購入〔体幹機能障害者〕

対象障害者は中途障害者であり、従前の公共交通機関による通勤が困難になったと認められるため、また手動運転装置等の設置も障害特性に配慮された改造であると認められるため認定とした。

〔重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金〕

障害者を多数雇用する事業所として一定程度の受注等が見込まれ経営面が安定している事業所であった。また、知的障害者に対する作業マニュアルを定めており、事業計画及びモデル性において重度障害者多数雇用事業所としてふさわしいと評価されたため認定とした。

<不認定の例>

〔第1種、第2種作業施設設置等助成金〕

○トイレ改修工事、手すり設置（附帯施設）〔身体障害者（上下肢等）〕

申請事業主の業務内容は障害者等の地域活動支援事業であり、本来事業を行う上での配慮設備として設置すべきものであるため対象外とした。

また、改修内容が対象障害者の障害特性との関係性がないものや、車いすが入ることが困難なものなど著しく利便性に配慮されていない改修についても対象外とした。

- 申請のあった施設・設備について対象障害者の個別の障害特性に対する配慮（課題解決）と関係がなく、本来、事業に必要な作業施設等であることから作業施設等の設置又は整備を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難と認められないもの、施設設備として資産計上されないものなどについては助成金の対象外とした。
- また、配置転換や職域拡大をしなければならない合理的な理由がない場合は、雇用継続のためのやむを得ない事情でないため、作業施設等の設置又は整備を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難と認められないことから助成金の対象外とした。

[重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）]

対象障害者が既に送迎による通勤を行っている、又は自転車や徒歩により通勤を行っている対象障害者がおり、通勤用バスの購入を行わなければ障害の理由により通勤することが容易でなく、その対象障害者の雇用の継続が困難であると認められないことから、対象障害者が5人未満となったことにより対象外とした。

その他

助成審査委員会において、附帯施設の新設・改修等について、下記の意見があった。

- ・トイレについては、対象障害者が車いすを使用している場合、トイレ内はもちろん入口についても十分なスペースが確保されていることが必要である。このため事前に建築の専門家に相談しておくことが望ましい。
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金については、計画を認定するものであるが、認定した事業所が今後継続的にモデル性を確保していることについて、確認していくことが必要である。

注：上記の認定例はあくまでも今回の審査において認定されたものであるため、今後同様の申請が必ず認定されるものではありません。